

根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例

根室市医師、医療従事者及び介護従事者修学資金貸付条例（平成24年根室市条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、将来市内で医師、医療従事者又は介護従事者として従事しようとする者に対し、知識と技能の習得に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、優秀な医師、医療従事者及び介護従事者の育成を図るとともに、当市の持続可能な医療・介護サービスの提供と人材の安定的な確保並びに充実に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 医学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の医学を履修する課程若しくは同法第97条に規定する大学院の医学研究科に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （2） 研修医 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師
- （3） 保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保健師等法」という。）第19条に基づく学校又は養成所（以下「養成機関」という。）に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （4） 助産師 保健師等法第20条に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （5） 看護師 保健師等法第21条に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （6） 准看護師 保健師等法第22条に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （7） 薬剤師 薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （8） 医療技師等 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）、言語聴覚士法（平成9年法律第132号）及び歯科衛生士法（昭和27年法律第204号）の規定に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者
- （9） 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条の規定に基づく養成機関に在学し、又は入学手続きが完了している者

（貸付対象者）

第3条 修学資金の貸付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 医学生及び研修医（以下「医学生等」という。）のうち、医師法第9条に規定する免許（以下「医師免許」という。）の取得及び臨床研修又は専門研修プログラムの修了後、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間以上の期間、市内で開業医又は市内医療機関等の医師（以下「市内開業医等」という。）として従事しようとする者
- (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師及び医療技師等（以下「看護学生等」という。）のうち、養成機関の修学課程修了後、修学資金の貸付けを受けた期間以上の期間、市内の医療機関等に勤務し、その業務に従事しようとする者
- (3) 介護福祉士のうち、養成機関の修学課程修了後、修学資金の貸付けを受けた期間以上の期間、市内の介護事業所等に勤務し、介護福祉士として従事しようとする者

（修学資金の種類）

第4条 修学資金の種類は、一般修学資金及び特別修学資金とする。

（貸付けの期間及び貸付額等）

第5条 修学資金の貸付期間は修学期間中とし、一般修学資金の貸付金額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 医学生 月額300,000円以内（入学する日の属する月の分にあつては、入学金に相当する額で100万円以内を加えた額）
 - (2) 研修医 月額300,000円以内
 - (3) 看護師、保健師、助産師、薬剤師 月額100,000円以内
 - (4) 准看護師及び医療技師等 月額60,000円以内
 - (5) 介護福祉士 月額40,000円以内
- 2 前項に掲げる一般修学資金に、特別修学資金として各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算することができる。
- (1) 看護師、助産師 月額100,000円以内
 - (2) 介護福祉士 月額40,000円以内
- 3 修学資金は無利子とする。

（貸付けの申請）

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、連帯保証人2名を定めて連署のうえ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、貸付けの適否及び貸付期間を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（連帯保証人）

第7条 申請者が未成年であるときは、法定代理人の同意を必要とし、前条第1項に規定する連帯保証人のうち1名は、その者の法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、市の住民で独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、市内に適当な者がいないときは、市外で独立の生計を営む者を連帯

保証人とすることができる。

- 3 連帯保証人が欠けたとき又は破産その他の事情によりその適格性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて連署のうえ、市長に届出なければならない。

(貸付決定の取消し)

第8条 修学資金の貸付決定を受けた者（以下「借受者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 修学資金の借受けを辞退したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 傷病その他の理由により、修学が困難であると認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(修学資金の償還)

第9条 借受者は、第5条1項の規定による貸付期間が満了したときは、貸付期間満了の日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた月数に2を乗じて得た月数内に、規則で定めるところに従い、修学資金を一括又は分割で償還しなければならない。ただし、借受者本人の申し出により、償還期間を短縮することができる。

(修学資金の償還の猶予)

第10条 借受者について次の各号に定める事由がある場合は、市長は、各号に定める期間、修学資金の償還を猶予する。

- (1) 医学生が、学校教育法第1条に規定する大学の医学を履修する課程又は同法第97条に規定する大学院の医学研究科を卒業又は修了した後、引き続き医師法第9に規定する医師国家試験を受験し、医師免許を取得しようとする場合。ただし、医師法第15条に規定する不正行為に係のある者に該当する場合を除く。

医師国家試験に合格し、医師免許を取得するまでの期間

- (2) 研修医又は前号に該当する者が医師免許を取得した後、引き続き研修医となろうとする場合。

研修医としての身分を喪失するまでの期間

- (3) 研修医がその身分を喪失した後、引き続き専攻医登録を行い、専門研修プログラムを履修しようとする場合。

専門研修プログラムを修了するまでの期間

- (4) 研修医がその身分を喪失した後又は前号に該当する者が専門研修プログラムを修了した後、引き続き市内開業医等として従事する場合。

市内開業医等として従事している期間

- (5) 看護学生等が、養成機関の修学課程修了後、引き続き市内の医療機関等に勤務する場合。

市内の医療機関等に勤務している期間

- (6) 養成機関の修学課程修了後、就業機会がなく前号に該当しなかった看護学生等が、引き続き市内の医療機関等への勤務を希望している場合。

貸付期間満了の日の属する月の翌月から起算して2年を超えない期間

- (7) 介護福祉士が、養成機関の修学課程修了後、引き続き市内の介護事業所等に勤務する場合。

市内の介護事業所等に勤務している期間

- (8) 養成機関の修学課程修了後、就業機会がなく前号に該当しなかった介護福祉士が、引き続き市内の医療機関等への勤務を希望している場合。

貸付期間満了の日の属する月の翌月から起算して2年を超えない期間
(修学資金の償還の免除)

第11条 借受者が次の各号の一に該当するときは、市長は、その時における一般修学資金の残額のすべてについて、償還を免除する。

- (1) 借受者が前条第4号に該当し、市内開業医等として従事している期間が一般修学資金の貸付けを受けた期間に達したとき。

- (2) 借受者が前条第5号に該当し、市内の医療機関等に勤務している期間が一般修学資金の貸付けを受けた期間に達したとき。

- (3) 借受者が前条第7号に該当し、市内の介護事業者等に勤務している期間が一般修学資金の貸付けを受けた期間に達したとき。

2 借受者が次の各号の一に該当するときは、市長は、その時における特別修学資金の残額のすべてについて、償還を免除する。

- (1) 借受者が前条第5号に該当し、市内の医療機関等に勤務している期間が特別修学資金の貸付けを受けた期間に1.5を乗じた期間（1年未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて1年とする。）に達したとき。

- (2) 借受者が前条第7号に該当し、市内の介護事業者等に勤務している期間が特別修学資金の貸付けを受けた期間に1.5を乗じた期間（1年未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて1年とする。）に達したとき。

3 前項の借受者が、特別修学資金の貸付けを受ける前に、一般修学資金の貸付けのみを受けていた場合は、一般修学資金のみの貸付けを受けていた期間（1年未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて1年とする。）を、前項各号に基づき算定した期間に加算する。

(期限の利益の喪失)

第12条 借受者は、次の各号の一に該当するときは、当然に期限の利益を失い、その時における修学資金の残額のすべてについて、直ちに繰上償還をしなければならない。

- (1) 第8条の規定により貸付決定が取り消されたとき。

- (2) 借受者である医学生等が、医師免許取得後、10年間を経過しても、市

内開業医等として業務に従事しなかったとき。

(3) 破産手続又は民事再生手続の開始申立てがあったとき。

2 借受者が修学資金の償還を怠り、その額が2か月分に達したときは、借受者は市長の請求によって期限の利益を失い、その時における修学資金の残額のすべてについて、直ちに繰上償還をしなければならない。

(償還方法の変更又は償還金額の全額若しくは一部減免)

第13条 借受者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はその償還方法を変更し又は償還金額の全額若しくは一部を減免することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 心身に著しい障害を有すると認められるに至ったとき。

(3) 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき。

(4) 災害その他特別の理由により償還が困難と認められるとき。

(5) 前条の規定に該当する場合で、かつ、借受者に償還方法の変更又は償還金額の全部若しくは一部を減免すべき特別の事情があると認めるとき。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。